3．5　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）（以下「改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る料金原価繊込額（5．4を除く）（注7）		
4．1　前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の合計額（円）（注8）		

（注1）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。

（注2）前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの区分（表①～⑳）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。なお、同じ再生可能エネルギーの区分であっても、導入年度により買取価格が分かれている場合、その買取価格毎に表を作成すること。

（注3）廃止前の一般電気事業託送供給約款料金算定規則（以下「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」という。）に規定する変動範囲関連総可変費とする（旧一般電気事業者のみ記載）。

（注4）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則に規定する送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量とする（旧一般電気事業者のみ記載）。

（注5）みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額を基に算出した届出月の直近の月の燃料費調整単価（税込み）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）。

（注6）当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている特例太陽光発電設備により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）

（注7）当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（旧法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備又は附則第6条第1項の認定を受けた設備であって、改正法附則第4条第1項、附則第5条第3項若しくは附則第6条第3項の規定により改正法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第9条第3項の認定を受けたとみなされるものに限る。）に相当する額（電気価値除き・税抜き））とする。（旧一般電気事業者のみ記載）

（注8）前年度に当該小売電気事業者等が費用負担調整機関から新法第28条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（旧電気事業者による調達に係る交付金に関する経過措置）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「新法」という。）第二条第五項の特定契約（以下「新特定契約」という。）とみなされた契約に基づき再生可能エネルギー電気を調達する改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第二条第一項に規定する電気事業者（以下「旧電気事業者」という。）に対して交付金を交付する場合の当該旧電気事業者に交付する交付金の額の算定方法については、この省令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条から第二十四条までの規定にかかわらず、この省令による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）第十五条及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十五条中「法第九条各号列記以外」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十九条各号列記以外」と、「前条」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第二十条」と、「法第九条」とあるのは「改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十九条」と、「一般送配電事業者以外」とあるのは「小売電気事業者又は登録特定送配電事業者」と、旧規則第十六条第一項中「法第九条第二号」とあるのは「改正法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二号」と、同項第一号中「卸電力取引所の指定等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第十五号）第一条第二項第一号」とあるのは「電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号」と、同項第二号中「卸電力取引所の指定等に関する省令第一条第二項第二号」とあるのは「電気事業法施行規則第一条第二項第七号」と、同条第二項中「様式第八」とあるのは「様式第十七」とする。

（旧電気事業者の納付金の額及び納付金単価算定のための資料に関する経過措置）

第三条　旧電気事業者による納付金の額及び納付金単価を算定するための資料の届出については、新規則第二十七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、旧規則第十九条第一項第二号、第四号及び第五号並びに同条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十九条第一項中「法第十二条第三項」とあるのは「法第三十二条第四項」と、同項第二号中「特定契約」とあるのは「改正法附則第三条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第五項の特定契約とみなされる契約」と、同項第五号中「交付金の合計額及び調整機関に納付した納付金の合計額」とあるのは「交付金の合計額」と、同条第二項中「法第十二条第三項」とあるのは「法第三十二条第四項」と、「様式第十」とあるのは「様式第十八」とする。

（旧電気事業者の帳簿に関する経過措置）

第四条　旧電気事業者の帳簿については、新規則第二十八条第二項の規定にかかわらず、当該旧電気事業者が調達した改正法附則第三条第一項の規定により新特定契約とみなされた契約ごとの再生可能エネルギー電気の量を記載した帳簿を、当該契約に係る再生可能エネルギー発電設備に係る調達期間が終了するまでの間、保存しなければならない。